

令和8年度 スモールビジネス開業支援補助金 募集要項

事業の概要

桑名商工会議所では、「桑名創業塾」を開催するなど、桑名市や関係機関で構成する「くわな創業支援ゆめはまねっと」を通して、創業前の方から、創業して間もない方まで、幅広い創業支援を実施しています。

本年度は熱意のある創業者を支援して開業率を向上させ、市内産業の新陳代謝を促進するため、創業塾の課程を修了し、創業融資を受けているなど一定の条件のもと、桑名市内で新たに開業される方を対象に支援事業を行います。

本事業は桑名市の委託を受け、経営改善普及事業を実施する桑名商工会議所が桑名三川商工会と連携して実施します。

1. 申請受付期間

令和8年9月1日（火）9時から、令和9年2月26日（金）17時まで

2. 補助対象者

次の要件をすべて満たす中小事業者

- (1) 事業主（または法人代表者）が過去3年度（令和6年度～令和8年度）に特定創業支援等事業（創業塾等）を受講し、修了証を受けていること。
- (2) 令和8年3月1日～令和9年2月26日の間に、(1)の特定創業支援等事業で策定した創業計画書等の内容を踏まえ、日本政策金融公庫もしくは三重県信用保証協会から保証承諾を受けた金融機関による融資が実行されていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特集営業又は接客業務受託事業を新たに行おうとする者ではないこと。
- (6) フランチャイズ契約及びこれに類する契約に基づく事業を営もうとする者ではないこと。
- (7) 政治団体の代表者ではないこと。
- (8) 宗教上の組織及び団体の代表者ではないこと。
- (9) 国、県及び桑名市が実施する同様の制度による補助金、助成金等を受けていないこと。
- (10) 不動産などの投資を専門とした事業でないこと。
- (11) 桑名市や関係機関で構成する「くわな創業支援ゆめはまねっと」に当事業に関する情報等の共有を承諾できること。
- (12) 桑名商工会議所または桑名三川商工会、あるいは三重県よろず支援拠点くわなサテライトへの事前相談を行うこと。
- (13) 桑名商工会議所または桑名三川商工会の会員事業所であること。（会員となる見込みを含む）

【中小事業者の定義】

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
(1) 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（(2)～(4)を除く）	3億円以下	300人以下
(2) 卸売業	1億円以下	100人以下
(3) サービス業	5,000万円以下	100人以下
(4) 小売業	5,000万円以下	50人以下

① 会社役員は従業員数に含まない。

② 家族従業員については、個人事業の場合であってその者が事業主と生計を一にしている三親等以内の親族であれば有給・無給にかかわらず従業員数には含まない。生計を別にする場合または、法人の場合は従業員数に含む。

③ 臨時的な従業員は従業員数に含まないが、名目はパートであっても常時使用関係が有ると認められる場合は従業員に含む。

④ 従業員数の確認が必要になる場合の確認資料は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」または「公的機関による証明書」とする。

※ 上記①～④は、令和8年度三重県中小企業融資制度実施細則の定義を準用する。

3. 交付金額

15万円（予算枠 2件程度）

4. 書類の提出について

事前相談をしていただいたうえで、桑名商工会議所の会員事業所は桑名商工会議所へ、桑名三川商工会の会員事業所は桑名三川商工会へ以下の必要書類を提出してください。（郵送可）

【提出書類】

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 個人事業の開業届出書の写し（個人事業主の場合）
- (3) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (4) 金融機関に提出した創業計画書の写し
- (5) 金融機関から融資が実行されたことが確認できる通帳の写し
- (6) 金融機関が発行した支払額明細書（返済予定表）の写し
- (7) 特定創業支援等事業による講座等を受けたことを証明する書類の写し
- (8) その他営業状況の確認など商工会議所が提出を求める書類

5. 事前相談から支援対象者決定までの流れ

- (1) 事前相談 … 申請前に桑名商工会議所、桑名三川商工会、または三重県よろず支援拠点くわなサテライトへの相談が必要です。
- (2) 申請書提出 … 桑名商工会議所の会員事業所は桑名商工会議所へ、桑名三川商工会の会員事業所は桑名三川商工会へ提出してください。（郵送可）
- (3) 申請内容確認 … 申請書を受付後、内容確認を行います。
- (4) 審査・交付決定 … 桑名商工会議所で書類審査の後、桑名市役所担当課による確認を経て交付決定します。
- (5) 支援補助金振込 … 内容確認後、年会費振替指定口座に支援補助金を振り込みします。

<事前相談先>

桑名商工会議所（中小企業相談所）	TEL：22-5155	桑名市桑栄町1番地1 サンファール南館2階
桑名三川商工会 多度本所	TEL：48-2627	桑名市多度町多度871番地11
桑名三川商工会 長島支所	TEL：42-3111	桑名市長島町又木28番地3
三重県よろず支援拠点くわなサテライト	TEL：24-1515	桑名市桑栄町1番地1（桑名商工会議所内）

6. 交付・不交付について

ご提出いただいた書類をもとに書類審査の後、桑名市役所担当課による確認を経た上で、審査通過順に交付決定をします。

審査の結果、不交付となる場合があります。また、交付決定された場合でも、条件を付す場合や、予算の都合等により減額する場合があります。なお、審査内容等についてのお問合せには応じられませんので、ご了承ください。

月末までに申請のあったもの（月末が土日祝日の場合は、その翌日）については、翌月20日頃に交付決定（不交付決定）通知を送ります。その月の申請分で、予算が上限に達する場合は、減額しての交付となります。

《支援補助金振込の時期について》

申請月の翌月25日頃に原則として年会費の口座振替指定口座に振り込みします。

《申請スケジュール》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
支援対象期間	令和8年3月1日～令和9年2月26日まで										
受付期間						令和8年9月1日(火)～令和9年2月26日(金)まで ※予算が上限に達した時点で、申請受付は終了					
① 申請の締め日						月末	月末	月末	月末	月末	月末
② 交付(不交付)通知						翌月20日頃	翌月20日頃	翌月20日頃	翌月20日頃	翌月20日頃	翌月20日頃
③ 支援補助金振込						翌月25日頃	翌月25日頃	翌月25日頃	翌月25日頃	翌月25日頃	翌月25日頃

7. 注意事項について

- (1) 以下のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部、または一部を取り消すことがあります。
交付決定を取り消した場合において、既に支援補助金が交付されているときは、期限を定めて返還していただきます。
- ・ 事業の実態がないと判断したとき
 - ・ 新規開業して1年以内に廃業したとき
 - ・ 偽りその他不正の手段により支援補助金交付を受けたとき
 - ・ その他、支援補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (2) 桑名商工会議所が実施する令和8年度「中心市街地新規出店支援補助金」とあわせて支援補助金を受けることはできません。
- (3) 桑名商工会議所が過去に実施した以下の補助金・助成金を受けた事業者は、本支援補助金の申請を行うことができません。
- ・ 令和6年度 及び 令和7年度 の「中心市街地新規出店助成金」「スモールビジネス開業支援金」
 - ・ 令和5年度「中心市街地の空き店舗等への出店に関する改装支援事業」
「特定創業支援事業を受けた創業者の空き店舗等への出店に関する改装支援事業」
- (4) 本募集要項については、令和8年度に実施する事業について記載したものです。翌年度以降につきましては、見直しされる可能性があります。
- (5) 予算の上限に達成した時点で申し込みを締め切る場合がありますので、予め了承ください。